

改正私立学校法（令和7年4月1日施行）に適合する寄附行為の 変更認可申請における留意点について

令和6年12月2日
秋田県教育庁幼保推進課

1 改正私立学校法に適合するための変更理由以外の変更について

今年度内に認可が必要となる改正私立学校法に適合するための寄附行為変更認可申請については、その変更理由に限って行うよう周知してきただけですが、事務の効率化等を図るため、同時に変更できる事項を下表のとおり示しますので、必要があれば併せて申請してください。

同時に変更(申請)できるもの	同時に変更(申請)ができないもの
・ 寄附行為作成例にない条項の追加 ・ 理事長等の任期延長に伴う附則の追加	・ 設置者変更、収益事業の開始・廃止等 (申請区分が異なるもの) ・ 学校法人の目的や名称の変更等 (登記が必要なもの)

2 審査において寄附行為の修正等が必要となった場合の対応について

変更後の寄附行為を審査する中で、その適否から修正等を助言・指導する場合があります。

これに伴って、寄附行為の修正等に関して理事会等の決議が必要となりますが、あらかじめ理事会等において「県からの助言・指導に基づく軽微な変更等については、理事長に一任する」など、修正等の権限を理事長に委任している場合については、この限りではありません。

3 添付書類について

(1) 寄附行為の変更の条項及び事由を示した書類

① 改正私立学校法に適合するための変更理由のみの場合

次の作成例により作成したものを提出してください。

(作成例) ※一文のみで可

寄附行為変更の条項及び事由

この法人は、私立学校法の一部改正に伴い、寄附行為を変更する。

② 同時に変更(申請)できる事項がある場合

前記の作成例に、同時に変更するとした条項及び事由を詳しく追記して作成したものを提出してください。

(2) 新旧対照表

従前、寄附行為変更認可申請に添付を要する新旧対照表については、改正私立学校法に適合するための変更理由のみで申請する場合に限り、不要とします。